

野洲市における給与減額支給措置の取り組みについて

平成25年1月24日に閣議決定された地方公共団体における給与減額措置の要請に対し、本市は以下のとおり取り組みを行います。

給与減額支給措置の実施期間は、平成25年7月から平成26年3月までとします。

特 別 職（市長、教育長）

【給料月額】 一律 ▲10%

【期末・勤勉手当】 すでに独自カット▲10%を実施済

一 般 職

【給料月額】

① 行政職給料表適用者

職務の級	職位	減額率
7級	部長級	▲8%
6級	次長・課長級	▲7%
5級	課長補佐級	▲6.5%
4級	専門員・主査	▲6%
3級	主査・主任	▲5%
2級	主事	▲3.5%
1級	主事補	▲3.5%

③ 教育職給料表適用者

職務の級	職位	減額率
3級	次長・課長級	▲6.5%
2級	指導主事	▲5%
1級	指導主事	▲3.5%

④ 再任用職員

職務の級	減額率
一 律	▲3.5%

② 技能労務職員給料表適用者

職種	減額率
運転手・用務員・調理師	▲6%～▲3.5%

【管理職手当】 一律 ▲10%

【時間外手当】 減額後の給料月額を基準とする

給与減額支給措置による影響額 ⇨ 約1億円の歳出削減

<内訳>

・特別職の給料月額の減額分	約 1.3 百万円
・一般職員の給料月額の減額分	約 74 百万円
・管理職手当の減額分	約 6 百万円
・給料月額の減額に伴う時間外手当、共済組合費への波及分	約 19 百万円
合計	約 100.3 百万円